

(6) 延長保育

延長保育とは、保育時間を延長してお預かりする制度です。

延長保育の実施時間は、保育園により異なります。各園のホームページ等をご参照ください。



各園のHPはこちら⇒

区立園

「保育標準時間認定」では、11時間を超えて利用する場合に延長保育となります。

また、「保育短時間認定」では、8時間を超えて利用する場合に延長保育となります。

- 区立園での延長保育には「月極め利用」と「スポット利用」の2種類があります。
- 延長保育を必要とする日が1か月に10日以上の場合「月極め利用」の申込みができます。月極め利用は保育の要件が「就労、入院、病院付き添い、就学」の場合に申込みできます(就労内定は不可)。
- 「月極め利用」が必要なくなった場合は、辞退をする月の前月末日までに「延長保育辞退届」をご提出ください。ご提出が遅れた場合、辞退月以降も延長保育料が発生します。
- 延長保育料は、保育料無償化の対象外で、保護者負担となります。支払期限は、ご利用月の翌月末です(月末が土・日・祝日の場合は金融機関の翌営業日)。
- 延長保育料は口座振替によりお支払いいただきます。区立保育園への入園が内定した際に「板橋区保育園保育料口座振替(自動払込)依頼書」を送付しますので、ご提出をお願いします。

	月極め	スポット
対象児童	保護者の勤務・通勤等により延長保育の時間帯に保育を必要とする満1歳を超えた児童(※1)	
実施日	月曜日～土曜日	
実施時間	18:15～19:15	
料金	月額4,000円	日額400円、上限4,000円(※2)
申込方法	延長保育申込書と保護者の要件書類(就労証明書等)を、利用希望月の申込み締切日までに入園相談係又は福祉事務所(赤塚・志村)へご提出ください。選考により利用の可否を決定します。	利用施設へ直接お申込みください。 ※月極め利用者が利用しない定員枠を活用してスポット利用者の延長保育を行うため、利用できない場合もあります。
支払方法	口座振替	

(※1) 月極め利用は利用開始月の初日までに1歳の誕生日を迎えている児童、スポット利用は1歳の誕生日を迎えている児童。

(※2) 短時間認定の場合、8:45までの時間帯と16:45以降の時間帯で合わせて同日1時間以内の場合400円。
以降1時間ごとに400円(上限なし)。

延長保育の利用基準表

保育に当たる保護者の状況			指数
類型		細 目	
就 労	延長保育時間帯に月平均15日以上 の就労を常態としている場合	午後6時15分以降、延長保育を必要とする時間が、30分以上の場合	10
		午後6時15分以降、延長保育を必要とする時間が、30分未満の場合	9
	延長保育時間帯に月平均10日以上 の就労を常態としている場合	午後6時15分以降、延長保育を必要とする時間が、30分以上の場合	8
		午後6時15分以降、延長保育を必要とする時間が、30分未満の場合	7
入院（入院内定者を含む）		午後6時15分以降、延長保育を必要とする場合	10
病院・施設付き添い	延長保育時間帯に月平均10日以上 の付添いを常態としている場合	午後6時15分以降、延長保育を必要とする時間が、30分以上の場合	8
		午後6時15分以降、延長保育を必要とする時間が、30分未満の場合	7
災害		午後6時15分以降、延長保育を必要とする場合	10
就 学・ 技能習得	延長保育時間帯に月平均15日以上 の就学・技能習得を常態としている場合	午後6時15分以降、延長保育を必要とする時間が、30分以上の場合	10
		午後6時15分以降、延長保育を必要とする時間が、30分未満の場合	9
	延長保育時間帯に月平均10日以上 の就学・技能取得を常態としている場合	午後6時15分以降、延長保育を必要とする時間が、30分以上の場合	8
		午後6時15分以降、延長保育を必要とする時間が、30分未満の場合	7
特例		区長が特に必要と認めた場合（行政上必要と判断する事項に限る）	10～7

次の各号に該当する場合には、延長保育の利用基準表の指数に、各号の定める指数を加算又は減算します。

ただし、加算の調整指数は、区外在住世帯（転入予定者を除く）に適用しません。

番号	条 件	指数
1	ひとり親世帯又は両親不存世帯の場合	3
2	生活保護世帯の場合	2
3	板橋区外在住者（転入予定者を除く）で、保護者の勤務地が区内にある場合	-1
4	板橋区外在住者（転入予定者を除く）で、保護者の勤務地が区内にない場合	-2
5	きょうだいが在園児又は卒園児（以下「在園児等」という。）であって、当該在園児等に係る保育料又は延長保育料のいずれかが入所申込締切日において正当な理由なく3か月分以上滞納されている場合	-3

私立保育園・地域型保育施設

利用したい施設に事前にご確認のうえ、施設に直接お申込みください。料金や定員、利用可能時間は、各施設で異なります。また、施設によっては延長定員に空きがないこともあります。

延長保育料の助成制度

●区立保育園、私立保育園、地域型保育施設の延長保育料は、次の事項のいずれかに該当する区内在住の方は、助成の対象になります。

- ・生活保護世帯 ・延長保育料のあった月に属する年度分の住民税非課税世帯
- ・未就学児が3人以上いる世帯のうち3番目以降の児童
- ・児童福祉法第6条の4第1号に規定する里親に委託されている児童

